

重要事項説明書

利用者： _____ 様

事業者： NanaLa 訪問看護ステーション

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 115 号）」第 10 条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 A O I
代表者氏名	代表取締役 栃原 卓也
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府大阪市東淀川区東中島 2 丁目 8-6 新大阪駅前ビル 801 号 06-6195-5911
法人設立年月日	令和 5 年 2 月 2 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	NanaLa 訪問看護ステーション
介護保険指定事業者番号	大阪市指定 2763090624
事業所所在地	大阪府大阪市東淀川区東中島 2 丁目 8-6 新大阪駅前ビル 801 号
連絡先相談担当者名	06-6195-5911 栃原 卓也
事業所の通常の事業の実施地域	大阪市、吹田市、茨木市、高槻市、摂津市、堺市、豊中市、箕面市、大東市、東大阪市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	(運営規程記載内容の要約) NanaLa 訪問看護ステーションの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	(運営規程記載内容の要約) 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後6時までとする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	365日
サービス提供時間	午前9時00分から午後6時とする。

(5) 事業所の職員体制

管理者	看護師 柄原 卓也
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none">1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。	常 勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none">1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。3 利用者へ訪問看護計画を交付します。4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	常 勤 3名以上
看護職員 (看護師・准看護師)	<ol style="list-style-type: none">1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常 勤 1名以上 非常 勤 16名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 1 バイタルサインの測定 2 身体状態の把握 3 日常生活上の世話 4 指導や相談

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 1 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 2 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 3 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 4 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 5 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- 6 その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料・利用者負担額（介護保険を適用する場合）について[令和6年6月1日現在]

【訪問看護料金表】 介護保険法令に定める介護保険給付費（介護報酬）に準拠した金額になります

(1) 介護保険給付対象サービス費

(地域単価2級地 11.12円)

訪問看護費（1回につき）	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額
所要時間20分未満 ※24時間体制・週1回以上30分以上の訪問	314単位	350円	699円	1,048円
所要時間30分未満	471単位	524円	1,048円	1,572円
所要時間30分以上1時間未満	823単位	916円	1,831円	2,746円
所要時間1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,225円	2,509円	3,763円

(2) 加算

加算項目	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位	668円	1,335円	2,002円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574単位	639円	1,277円	1,915円
特別管理加算Ⅰ（月1回）	500単位	556円	1,112円	1,668円
特別管理加算Ⅱ（月1回）	250単位	278円	556円	834円
夜間（18：00～22：00）訪問看護加算	所定単位数× 25/100を加算			
早朝（6：00～8：00）訪問看護加算				
深夜（22：00～06：00）訪問看護加算	所定単位数× 50/100を加算			
複数名訪問加算（Ⅰ）（所要時間30分未満）	254単位	283円	565円	848円
複数名訪問加算（Ⅰ）（所要時間30分以上）	402単位	447円	894円	1,341円
長時間訪問看護加算	300単位	334円	668円	1,001円
ターミナルケア加算（死亡月）	2,500単位	2,780円	5,560円	8,340円
初回加算（Ⅰ）（初回月1回）退院日	350単位	390円	779円	1,168円
初回加算（Ⅱ）（初回月1回）	300単位	334円	668円	1,001円
退院時共同指導加算	600単位	668円	1,335円	2,002円
口腔連携強化加算	50単位	56円	112円	167円
看護・介護職員連携強化加算	250単位	278円	556円	834円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3単位	4円	7円	10円
事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の場合				所定単位数× 90/100
同一建物に20名以上利用者が居住する場合				所定単位数× 90/100
事業所と同一敷地内建物等に50名以上利用者が居住する場合				所定単位数× 85/100

【 介護予防訪問看護料金表 】 介護保険法令に定める介護保険給付費(介護報酬)に準拠した金額になります

(1) 介護(予防)保険給付対象サービス費

(地域単価 2級地 11.12円)

訪問看護費(1回につき)	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額
所要時間20分未満	303単位	337円	674円	1,011円
所要時間30分未満	451単位	502円	1,003円	1,505円
所要時間30分以上1時間未満	794単位	883円	1,766円	2,649円
所要時間1時間以上1時間30分未満	1,090単位	1,212円	2,424円	3,636円

(2) 加算

加算項目	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600単位	668円	1,335円	2,002円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574単位	639円	1,277円	1,915円
特別管理加算Ⅰ(月1回)	500単位	556円	1,112円	1,668円
特別管理加算Ⅱ(月1回)	250単位	278円	556円	834円
夜間(18:00~22:00)訪問看護加算	所定単位数×25/100を加算			
早朝(6:00~8:00)訪問看護加算				
深夜(22:00~06:00)訪問看護加算	所定単位数×50/100を加算			
複数名訪問加算(Ⅰ)(所要時間30分未満)	254単位	283円	565円	848円
複数名訪問加算(Ⅰ)(所要時間30分以上)	402単位	447円	894円	1,341円
長時間訪問看護加算	300単位	334円	668円	1,001円
初回加算(Ⅰ)(初回月1回) ※	350単位	390円	779円	1,168円
初回加算(Ⅱ)(初回月1回) ※	300単位	334円	668円	1,001円
退院時共同指導加算	600単位	668円	1,335円	2,002円
口腔連携強化加算	50単位	56円	112円	167円
看護・介護職員連携強化加算	250単位	278円	556円	834円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3単位	4円	7円	10円
事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の場合				所定単位数×90/100
同一建物に20名以上利用者が居住する場合				所定単位数×90/100
事業所と同一敷地内建物等に50名以上利用者が居住する場合				所定単位数×85/100

※特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に算定します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※複数名訪問加算は、複数の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。

※長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に算定します。
なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※1単位当たり11.12円(地域区分別の単価)での料金換算になります

※初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。
また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

医療保険料金表

【令和6年6月1日改定版】

① 管理療養費 : (医療・精神医療)

管理療養費		利用料金	1割	2割	3割
訪問看護管理療養費 (月の初日の訪問)	機能強化型訪問看護 ステーション以外	7,670円	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費 (月の2日目以降の訪問)	訪問看護管理療養費 1	3,000円	300円	600円	900円

【基礎療養費】

基本療養費 項目		利用料金	1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	看護師 週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
	看護師 週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) ※同一建物への訪問	看護師 同一日に 2人	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	看護師 同一日に 3人以上	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
		週4日以上	3,280円	328円	656円	984円
訪問看護基本療養費Ⅲ ※在宅療養に備えた 一時的な外泊時	入院中に1回 ※厚生労働大臣が定め る 疾病等は入院中に2回 算定可	8,500円	850円	1,700円	2,550円	

③ 基本療養費 : 精神医療

基本療養費 項目		利用料金	1割	2割	3割	
精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ (1日につき)	看護師 週3日まで	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	看護師 週4日以降	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
訪問看護基本療養費Ⅲ (1日につき) ※同一建物への訪問	看護師 同一日に 2人	週3日まで (30分以上)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週3日まで (30分未満)	4,250円	425円	850円	1,275円
		週4日以上 (30分以上)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		週4日以上 (30分未満)	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	看護師 同一日に 3人以上	週3日まで (30分以上)	2,780円	278円	556円	834円
		週3日まで (30分未満)	2,130円	213円	426円	639円
		週4日以上 (30分以上)	3,280円	328円	656円	984円
		週4日以上 (30分未満)	2,550円	255円	510円	765円
精神科訪問看護 基本療養費Ⅳ ※在宅療養に備えた 一時的な外泊時	入院中に1回 ※厚生労働大臣が定め る 疾病等は入院中に2回	8,500円	850円	1,700円	2,550円	

③ 加算 : 医療・精神医療

加算 項目		利用料金	1割	2割	3割
24時間対応体制加算	1月あたり	6,800円	680円	1,360円	2,040円
訪問看護医療 DX情報活用加算	1月あたり	50円	5円	10円	15円
特別管理加算 (1月あたり)	特別な管理を 要するもの	2,500円	250円	500円	750円
	特別な管理を要する 重症度の高いもの	5,000円	500円	1,000円	1,500円
難病等複数回 訪問看護加算	2回/1日 (同一建物内1人または2人)	4,500円	450円	900円	1,350円
	2回/1日 (同一建物内3人以上)	4,000円	400円	800円	1,200円
	3回以上/1日 (同一建物内1人または2人)	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	3回以上/1日 (同一建物内3人以上)	7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算 (1日につき)	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算 (90分超)	1日/週	5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算 ※週1回を限度	看護師2人以下 (同一建物内1人または2人)	4,500円	450円	900円	1,350円
	看護師2人以下 (同一建物内3人以上)	4,000円	400円	800円	1,200円
退院支援指導加算 ※退院日の翌日以降の初日訪 問日に加算	90分まで	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	長時間(90分超)	8,400円	840円	1,680円	2,520円
退院時共同指導加算	退院日の翌日以降の 初日訪問日に加算	8,000円	800円	1,600円	2400円
在宅患者連携指導加算	1回あたり (月1回まで)	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急等 カンファレンス加算	1回あたり (月2回まで)	2,000円	200円	400円	600円
夜間・早朝訪問看護 加算(1回につき)	18時~22時まで/ 6時~8時まで	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 (1回につき)	22時~6時まで	4,200円	420円	840円	1,260円
訪問看護情報提供 療養費1・2・3	月1回	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナル ケア療養費Ⅰ	死亡月1回	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナル ケア療養費Ⅱ	死亡月1回	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

(3) 保険給付対象外サービス費

死後の処置代	20,000円
その他衛生用品	実費

※1 訪問看護基本療養費Ⅰ

一般の在宅療養者への訪問看護に対する療養費

※2 訪問看護基本療養費Ⅱ

同一建物居住者への訪問看護に対する療養費

※3 特別管理加算（Ⅰ）

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開指導管理を受けている状態にある利用者
- ② 気管カニューレもしくは留置カニューレを使用している状態にある利用者

※4 特別管理加算（Ⅱ）

- ① 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理もしくは在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある利用者
- ② 人工肛門もしくは人工膀胱を設置している状態にある利用者
- ③ 真皮を越える褥瘡の状態にある利用者
- ④ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者

※5 長時間訪問看護加算

- ① 15歳未満の超重症児・準超重症児
- ② 特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている利用者

※6 複数名訪問加算

- ① 下記【厚生労働大臣が定める疾病等】に該当する利用者
- ② 特別管理加算の算定要件に該当する利用者
- ③ 特別訪問看護指示書が交付されている利用者
- ④ 暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が見られる利用者

【厚生労働大臣が定める疾病等】

1) 末期の悪性腫瘍 2) 多発性硬化症 3) 重症筋無力症 4) スモン 5) 筋萎縮性側索硬化症
6) 脊髄小脳変性症 7) ハンチントン症 8) 進行性筋ジストロフィー症 9) パーキンソン病関連疾患 10) 多系統萎縮症 11) ブリオン病 12) 亜急性硬化性全脳症 13) ライソゾーム症 14) 副腎白質ジストロフィー
15) 脊髄性筋萎縮症 16) 球脊髄性筋萎縮症 17) 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 18) 後天性免疫不全症 19) 頸髄損傷 20) 人工呼吸器を使用している状態

(5) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（自費による訪問看護の場合）について

項目	時間	日中帯	早朝・夜間帯	深夜帯
保険適用外の看護	30分以上 1時間未満	5,000円	10,000円	11,250円

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 上記以外は特別交通費がかかることはありません。		
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		
	前日 18 時までの連絡の場合	キャンセル料は不要です	
	当日のキャンセルの場合	キャンセル料は 200 円です	
	連絡がない場合	キャンセル料は 200 円です	
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。			

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

1 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>1 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者宛にお届け（郵送）します。</p>
2 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他費用の支払い方法等	<p>1 サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振込み 以下の銀行口座へお振込み、お願いします。</p> <p>北おおさか信用金庫 淡路支店 普通預金 口座番号：2151759 口座番号：株式会社 A0I 代表取締役 栃原 卓也</p> <p>(イ) 現金支払い</p> <p>2 お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いしま</p>

す。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。

ア 相談担当者氏名	栃原 卓也
イ 連絡先電話番号	06-6195-5911
同ファックス番号	06-6195-3287
ウ 受付日及び受付時間	24時間 365日

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者的心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8 虐待の防止について事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	栃原 卓也
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。 2 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
2 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 2 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。 3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

※事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	福祉事業者総合賠償責任保険
補償の概要	業務中に他人の身体を傷付けたり、他人の物を壊したり、法律上の損害賠償を負担しなければならない場合に、その賠償を補償

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- 1 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- 2 サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- 3 サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- 1 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- 2 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

- 4 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

16 衛生管理等

- 1 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用者の意向に基づき作成したものです。

訪問看護計画を作成する者

氏名 栃原 卓也 (連絡先：06-6195-3286)

- (1) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額
(介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額				円	円

- (2) その他の費用

①交通費の有無	(有・無の別を記載) サービス提供1回当り
②キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。

- (3) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- 1 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- 2 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

<苦情申し立ての窓口>

【NanaLa 訪問看護ステーション】 栃原 卓也	所在地 電話番号 受付時間	大阪府大阪市東淀川区東中島2丁目8-6 新大阪駅前ビル801号 06-6195-5911 ファックス番号 06-6195-3287 平日 AM9:00~PM6:00
【大阪市】 大阪市介護サービス相談センター	所在地 電話番号 受付時間	大阪府大阪市中央区船場中央3-1-7-331 (船場センタービル7号館3階) 06-6241-6310 ファックス番号 06-6241-6608 平日 AM9:00~PM5:30
【茨木市】 茨木市介護保険苦情調整委員会	所在地 電話番号 受付時間	茨木市駅前3-8-13 茨木市健康福祉部長寿介護課 072-620-1639 平日 AM9:00~PM5:00
【高槻市】 高槻市 健康福祉部 長寿介護課	所在地 電話番号 受付時間	大阪府高槻市桃園町2番1号 高槻市役所 本館1階7.8番出口 072-674-7166 8:45~17:15
【豊中市】 豊中市健康福祉サービス 苦情調整委員会	所在地 電話番号 受付時間	豊中市中桜塚3-1-1 豊中市役所第二庁舎3階 06-6858-2815 毎週水曜 PM1:00~PM4:00 (要予約)
【吹田市】 高齢福祉室 介護保険グループ	所在地 電話番号 受付時間	吹田市泉町1-3-40 (低層棟1階、仮設棟) 06-6384-1341 ファックス番号 06-6368-7348 平日 AM9:00~PM5:00
【池田市】 池田市障がい福祉課	所在地 電話番号 受付時間	大阪府池田市城南1丁目1-1 072-751-2990 月~金 9時~17時45分
【摂津市】 摂津市障害福祉課	所在地 電話番号 受付時間	大阪府摂津市三島1丁目1番1号 06-6383-1374 月~金 9時~17時15分
【守口市】 守口市障害福祉課	所在地 電話番号 受付時間	大阪府守口市京阪本通2丁目5-5 06-6992-1635 月~金 9時~17時30分
【門真市】 保険福祉部高齢福祉課 (くすのき広域連合門真市所)	所在地 電話番号 受付時間	大阪府門真市中町1-1 06-6902-6176 月~金 9時~17時30分

【介護保険担当窓口】 大阪府介護保険審査会	所在地 大阪府 福祉部 高齢介護室 介護支援課 電話番号 06-6941-0351 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常磐町 1-3-8 中央大通り FN ビル内 電話番号 06-6949-5418 受付時間 平日 AM9:00~PM5:00
【浪速区】 保健福祉課 高齢者支援グループ	所在地 大阪市浪速区敷津東 1-4-20 電話番号 06-6647-9859 ファックス番号 06-6644-1937 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【西成区】 保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市西成区岸里 1-5-20 電話番号 06-6659-9859 ファックス番号 06-6659-9468 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【住吉区】 保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市住吉区南住吉 3-15-55 電話番号 06-6694-9859 ファックス番号 06-6694-9692 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【住之江区】 保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市住之江区御崎 3-1-17 電話番号 06-6682-9859 ファックス番号 06-6686-2040 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【東淀川区】 保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市東淀川区豊新 2-1-4 電話番号 06-4809-9859 ファックス番号 06-6327-2840 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【東成区】 保健福祉課介護 保険・ 年齢福祉グループ	所在地 大阪市東成区大今里西 2-8-4 電話番号 06-6977-9859 ファックス番号 06-6972-2781 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【生野区】 保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市生野区勝山南 3-1-19 電話番号 06-6715-9859 ファックス番号 06-6715-9967 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【平野区】 保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市平野区背戸口 3-8-19 電話番号 06-4302-9859 ファックス番号 06-4302-9943 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【旭区】 保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市旭区大宮 1-1-17 電話番号 06-6957-9857 ファックス番号 06-6952-3247 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【都島区】 保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市都島区中野町 2-16-20 電話番号 06-6882-9859 ファックス番号 06-6352-4584 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【大正区】 保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市大正区千島 2-7-95 電話番号 06-4394-9859 ファックス番号 06-6553-1986 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30

【阿倍野区】 保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市阿倍野区文の里 1-1-40 電話番号 06-6622-9859 ファックス番号 06-6621-1434 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
------------------------------------	--